

情報公開・個人情報保護制度等について

I 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、自主的な情報提供や住民からの請求に応じ、行政機関が保有する情報の公開を義務付ける制度です。また、この制度は、憲法が保障する表現の自由と関連して「知る権利」を具現化する意義を有しています。

1. 行政情報の公開はなぜ必要なのか

- (1) 住民自治・・・ 何人も行政機関が保有する文書の公開を請求し、行政活動の実態（財源の使途や権限行使の内容）を知ることができ、行政への実効ある参加を促進するためです。（情報なくして参加なし）
 - (2) 説明責任・・・ 行政機関は、自ら情報提供の充実に努め、行政活動に係る情報を公開し、適正かつ公正な運営であることを証明するためです。（アカウントビリティ）
- ※ただし、公開する行政情報には、非公開にすべき情報もあるので、適切な対応が必要です。
非公開にすべき情報を誤って公開してしまうと・・・⇒住民等の権利利益を侵害する可能性があります。

2. 情報公開制度の成り立ちと久喜市情報公開条例

(1) 情報公開制度の成り立ち

昭和51年に発覚したロッキード事件は、政府の情報公開が不十分であることを国民に強く認識させ、情報公開制度の整備を求める世論を喚起する大きな契機となりました。このことにより、政府は、情報公開法の制定を重要な施策として位置付けるようになりました。

このような政府の動向に先駆けて、先進自治体は、情報公開制度の法制化の検討を行い、昭和57年に山形県金山町が「金山町公文書公開条例」を制定しました。また、同年に都道府県としては初めて、神奈川県が「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」を制定しました。

なお、情報公開制度には行政機関の裁量により行う情報提供制度や住民の公開請求を前提としないで公開が義務付けられている情報公表義務制度、住民の公開請求を前提とする情報公開請求制度があります。

これらにより、今まで公開されていなかった行政情報が原則公開となり、住民とのパートナーシップ意識の向上や適正な職務遂行に努めることがより一層期待できるようになりました。

(2) 久喜市情報公開条例

現在の久喜市では、平成22年3月23日に久喜市情報公開条例を制定しています。

なお、平成22年3月22日までの合併前の旧1市3町では、旧久喜市で平成5年に公文書公開条例（平成12年に久喜市情報公開条例として全部改正）、旧鷲宮町が平成12年に、旧栗橋町が平成13年に、旧菫蒲町が平成15年に、それぞれの町で情報公開条例を制定しました。

また、近年においては、住民の行政への関心の高まりや、情報公開制度の普及によって、情報公開条例に基づく公開請求件数は増加傾向になっています。

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任の全うと、市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

★情報公開制度は請求権者の請求に応じ、実施機関の管理する公文書の公開が義務付けられるため、実施機関の職員はそのことを十分認識し、公文書の作成・管理に当たらなければなりません。

第2条 略

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の公文書館、郷土資料館及び図書館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 略

★実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものをいい、起案、決裁、供覧又は収受手続等の有無を問いません。個人的なメモや下書きなどは通常は「公文書」に含まれませんが、他の公文書に添付された場合においては「公文書」になります。

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

★久喜市の公文書は、誰でも公開の請求をする権利があります。

3. 情報公開請求手続の流れ

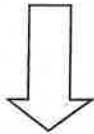
第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- 以下略

(1) 情報公開請求の流れ

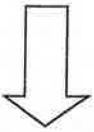
請求者が公開請求書を提出又は送付する。

書式は、久喜市情報公開施行規則様式第1号を使用します。



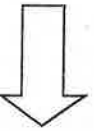
公文書館又は各総合支所総務管理課で受理し、請求の対象となる文書を特定させる。

担当課に文書の存在の有無と公文書の特定を確認します。



公文書館又は各総合支所総務管理課で受理した公開請求書を担当課へ送付する。

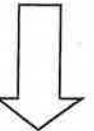
決定の日までの起算日（初日参入）になります。



担当課で15日以内に公開・部分公開・非公開を決定し、決定通知書を送付する。

書式は、同規則様式第2号、様式第3号又は様式第4号を使用します。

なお、公開する文書が大量の場合は、公開までの期日をさらに30日間延長できます。



全部公開又は部分公開の場合は、公文書を閲覧させ、又は写しを交付して終了です。

閲覧又は写しを交付する際には、本人であることを確認します。

また、費用については、閲覧は無料とし、写しの交付は、白黒1面10円、カラー1面20円を面数に応じて領収します。

(2) 非公開情報について

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- ・第7条第1号（法令秘情報） ⇒ 法律及び政令、府令、省令により非公開と定められている情報を非公開としています。
- ・第7条第2号（個人情報） ⇒ 個人の権利利益の保護を図るため、個人に関する情報を非公開としています。
- ・第7条第3号（法人等情報） ⇒ 法人の競争上の地位や信用又は営業上の秘密などの情報を非公開としています。
- ・第7条第4号（審議、検討等情報） ⇒ 市又は国等における事務事業において、審議中又は検討中の意思形成過程である情報を非公開としています。
- ・第7条第5号（事務事業執行情報） ⇒ 市又は他の自治体若しくは国における試験や交渉、調査などの事務事業を行う場合において、適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を非公開としています。
- ・第7条第6号（国等協力関係情報） ⇒ 市と他の自治体又は国における任意に行われた協議などにより提供された情報は、公開すると相手方との信頼関係を損ない、市の事務事業の執行にも支障が生じ、結果的に市全体の利益が損なわれるおそれがあるため、非公開としています。
- ・第7条第7号（公共安全情報） ⇒ 人の生命、健康、生活又は財産及び公共安全を確保するため、非公開としています。

(3) 部分公開について

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

- ★ 公開部分と非公開部分とが同一ページに記載されている場合は、該当するページの全部を複写したうえで非公開部分を油性ペン等により黒く塗りつぶし、それを再度複写したものを公開します。また、文書自体が存在しない場合は、「文書不存在」により非公開決定を行います。存在しない文書を、公開請求のために新たに作成することはありません。

(4) 存否応答拒否について

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(5) 公開決定等の期限について

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2・3 略

★15日以内に開示請求に対する公開決定等を行わなければなりません。

II 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、憲法上保障されている基本的人権のうち、プライバシー権の基本的属性として、自己に関する情報をコントロールする権利を具現化したものです。

1. 個人情報保護法と久喜市個人情報保護条例

- ・国・・・・・・・・・・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・地方公共団体・・・・個人情報保護条例 ⇒ 久喜市個人情報保護条例
- ・民間企業等・・・・個人情報保護法

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

★「個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにする」

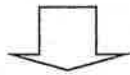
自己に関する個人情報について有する権利

開示請求及び訂正、削除、目的外利用・外部提供等の中止請求

★「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める」

個人情報を取扱うときのルールを定めています！

そもそも個人情報とは・・・



第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2)～(4) 略
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (6) 略
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (9)・(10) 略

★個人情報とは、その情報から「どこの誰か」が特定できるもの又は特定でき得るものをいいます。

2. 個人情報保護制度の運用について

(1) 取扱いの制限（条例第6条）

- ・思想、信条及び宗教に関する情報 ・犯罪に関する個人情報
- ・社会的差別の原因となる事実に関する個人情報

(2) 収集の制限（条例第7条）

- ・個人情報は本人から収集しなければならない
⇒不可能な場合などは？

本人の同意がある場合や法令等に定めがある場合、所在不明、本人が危篤の場合などの例外規定があります。（同条第2項各号）

(3) 保有個人情報の利用及び提供の制限（条例第9条）

- ・目的外利用の禁止（個人情報取扱事務の目的を超えて、各課相互において利用・提供することの禁止）
- ・外部提供の禁止（久喜市以外の外部機関へ個人情報を提供することの禁止）

※業務委託については、条例第9条及び第27条が適用となり、外部提供には該当しません。

(4) 保有特定個人情報の利用の制限（条例第9条の2）

- ・人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合以外は、利用目的以外の目的ために保有特定個人情報を自ら利用してはいけません。

(5) 特定個人情報の提供の制限（条例第9条の3）

- ・番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはいけません。

(6) オンライン結合の制限（条例第11条）

- ・オンライン結合とは…通信回線を用いた電子計算機の結合によって、相手方（国、県等）が、久喜市が保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることをいいます。

⇒通信回線を用いた電子計算機の結合によって実施機関以外への提供をしてはいけません。

※業務委託については、条例第9条及び第27条が適用となり、オンライン結合による外部提供には該当しません。

(7) 個人情報取扱事務届出書について

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人が検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、

又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の収集対象者
- (4) 個人情報の主な収集等の方法
- (5) 個人情報の記録の項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2～4 略

★個人が検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限るという点に注意
個人情報取扱事務届出書は、日頃の維持管理を適切に行っています。

- (8) 個人情報の開示の請求について

第13条 市民は、実施機関に対し、自己の保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）
をすることができる。

2 略

★15日以内に開示請求に対する決定をしなければなりません。

- (9) 保有個人情報の訂正・削除及び中止の請求等について

第21条 市民は、自己の保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、実施機関に対
し、当該自己の保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 市民は、自己の保有個人情報について第6条の規定による制限を超え、又は第7条第1項若しく
は第2項の規定によらないで収集し、若しくは取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対
し、当該自己の保有個人情報の削除を請求することができる。

3 市民は、自己の保有個人情報について第9条第1項の規定によらないで目的外利用等をしてい
ると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 市民は、自己の保有個人情報について、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法
第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反し
て作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消
去を請求することができる。

5 市民は、自己の保有個人情報が第9条の3の規定に違反して提供されているときは、当該保有個人
情報の提供の停止を請求することができる。

6 略

★30日以内に訂正等の請求に対する決定をしなければなりません。

情報公開・個人情報保護に係る不服申立て制度について

I 情報公開又は自己情報の開示若しくは訂正等の請求に係る不服申立制度

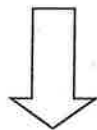
情報公開請求における部分公開決定若しくは不開示決定又は自己情報の開示請求に係る非開示決定若しくは訂正等の請求について訂正等をしない旨の決定（以下「不利益処分」という。）若しくは不利益処分を受けたそれらの行為について、市が定められた期間内に決定等の意思決定をしない場合（以下「不作為」という。）がある場合には、申請人は、その不利益処分や不作為がある市に対し、行政不服審査法の規定により、審査請求をすることができます。

なお、請求の全部を認める決定に対しては、不利益処分も不作為も無いため、審査請求をすることができません。

審査請求があった場合の事務の取扱いについては、以下のとおりです。

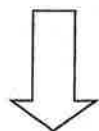
申請人が審査請求人として、審査請求書を公文書館に提出する。

処分があったことを知った日から3箇月又は処分の日から1年以内です。



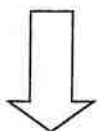
審査請求書を担当課に送付し、審査庁となる。

行政不服審査法における不服申立てに係る審査を行います。



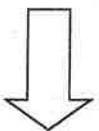
審査庁となった課が諮問手続を行い、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

審査会の事務局は、公文書館になります。



審査会で審査を行い、答申する。

審査会は、諮問に対して答申します。



審査庁となった担当課の実施機関が裁決手続を行い、裁決書を審査請求人に送付する。

※ この不服申し立ての手続きとは別に、行政事件訴訟法による取消訴訟も提起できます。

審査請求に係る事務の概要

資料3

